

新中間処理施設整備検討報告書【案】

平成 30 年 2 月●日

十勝環境複合事務組合

目 次

1	はじめに	1
2	目指すべき新中間処理施設整備の方向性	2
3	今後のごみ処理のあり方と新施設整備基本構想の策定に向けて	
	(1) 3Rの推進について	3
	(2) 広域処理の検討について	5
	(3) 整備する施設の検討について	
	① 処理方式の検討について	5
	② 環境規制の現状と検討について	8
	③ 事業方式の検討について	9
	④ 建設候補地の選定について	11
	⑤ 事業工程の検討について	15
4	まとめ	17
	資料編	19

1 はじめに

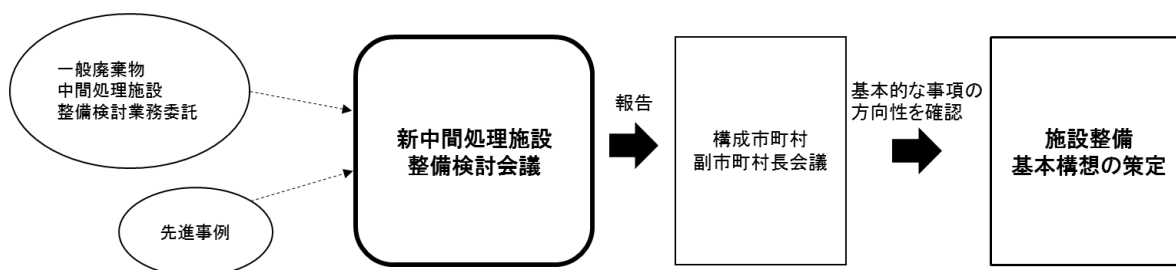
くりりんセンター（一般廃棄物中間処理施設）は平成8年10月に供用を開始しました。平成23年度から施設長寿命化のために基幹的整備を行い、現在、平成37年度末までの長期包括的運転維持管理業務委託により運転管理を行っています。平成28年度には、今後の一般廃棄物中間処理施設のあり方を検討し、平成38年度以降は新施設でゴミ処理を行う方針を決定しました。※

※再延命化と更新の両面からライフサイクルコストや施設機能等を比較検討した総合評価を踏まえ、ゴミ処理を安全に・安定して・持続的に行うため、平成38年度以降は新施設でゴミ処理を行うことを方針決定

一般廃棄物の中間処理は、分別等の住民負担や収集運搬、さらには最終処分まで影響を及ぼすことから、新たな施設整備に向けた本格的な検討に先立ち、排出、収集運搬、中間処理、そして最終処分に至るまでのゴミ処理システム全体のあり方を踏まえた検討が必要となります。

そのため、今年度、国が推進しているごみの広域処理も念頭に置き、現在ごみの共同処理を行っている9市町村に未加入町を加えた十勝管内19市町村による新中間処理施設整備検討会議を設置しました。

【新中間処理施設整備検討会議の位置づけ】



この報告書は、検討会議における検討内容のほか、次年度から着手する新中間処理施設整備基本構想策定における検討の視点等をまとめたものです。

2 目指すべき新中間処理施設整備の方向性

組合が示した目指すべき新施設整備の方向性などを検討の視点として、19 市町村と組合が共通認識に立って本検討会議を進めてまいりました。

【組合が目指す施設の方向性】

目指すべき施設整備の方向性

◎収集運搬から最終処分まで、ごみ処理システムの確保に優れた施設

～比較検討する視点～

- ① 環境への配慮
- ② 安全かつ安定した稼動
- ③ 資源循環と省エネ・創エネへの対応
- ④ 災害に強い処理システムの確保
- ⑤ 整備から運転・維持管理までの経済性

バランス
を重視

【整備において配慮すべき事項】

国が施設整備に求める考え方

- ① 広域的視点に立った廃棄物処理システムの確保
- ② 必要に応じ、施設設計の段階から民間活力の活用
- ③ 廃棄物系バイオマスの利活用
- ④ 災害対策の強化(地域の防災拠点化)

十勝の地域的な要素

十勝の歴史、自然環境、産業、地域文化などに配慮した施設

3 今後のごみ処理のあり方と新施設整備基本構想の策定に向けて

(1) 3Rの推進について

循環型社会の形成においては、3Rの推進が重要となっています。

また、施設の整備において国の循環型社会形成推進交付金を活用するためには循環型社会形成推進地域計画の策定が必要となっており、その計画において構成市町村と組合の3R推進に向けた取組を記載する必要があります。

(検討内容)

施設整備にあたっては、構成市町村の財政負担軽減を図るため、循環型社会形成推進交付金の制度について理解を深め、より有利な交付金を受けられるように取り組んでいくことが確認されました。

また、構成市町村のごみ処理基本計画を参考として、地域住民、事業者、行政である構成市町村と組合がそれぞれの役割を果たすため、協働してごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理に取り組み、循環型社会と快適な生活環境の実現を目指すこととしました。今後のごみ処理施設の整備に向けた組合の取組として①構成市町村間の情報交換支援や住民への啓発などにより推進体制の充実を図ること、②環境への負荷を低減する適正処理に一層努めていくこととしました。

(基本構想の策定に向けて)

ごみの共同処理を行う構成市町村と組合がそれぞれの立場で積極的に3Rの推進に取り組む、循環型社会形成に寄与するとともに、より有利な交付金の要件であるエネルギー回収率等も重要な視点として位置づけて施設整備の検討を進めていきます。

【循環型社会形成推進交付金制度】

【目的・概要】

・市町村及び一部事務組合が策定する「循環型社会形成推進地域計画」に対する総合的支援制度。
・廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村及び一部事務組合の自主性と創意工夫を活かしながら、明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

【特徴】

- ①地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能
交付金は地域計画に位置づけられた各事業に対してどのように充てても自由（事業間流用・年度間流用が可能）。
- ②明確な目標設定と事後評価を重視
廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価・公表する。
- ③国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進
地域計画の作成にあたり、国、都道府県及び市町村が意見交換を行うことにより、国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて最適な3Rシステムを構築する。また、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

【交付対象事業及び交付率】

項目	事業名称	交付率
可燃ごみ処理施設建設	エネルギー回収型廃棄物処理施設	1 / 3 もしくは 1 / 2 ※
不燃・粗大ごみ処理施設建設	マテリアルリサイクル施設	1 / 3
施設整備に係る調査・設計等	施設整備に関する計画支援事業	1 / 3

※ エネルギー回収率や二酸化炭素排出量等の基準による（平成30年度までの時限措置）

(2) 広域処理の検討について

高度な環境保全対策としてダイオキシン等の排出量が少ない全連続式焼却炉による安定燃焼を行うことなどを目的に、国は廃棄物処理の広域化を推進しています。これを受け、北海道は「排出抑制と資源化の推進」、「全連続炉による焼却処理」、「埋立量の抑制」等を基本方針として、ごみ処理の広域化を推進するために市町村間の調整、円滑な施設の整備に向けた情報提供や技術的支援を行っています。

また、現在、組合の未加入町は中間処理・最終処分場の更新時期を迎えつつあることから、今後の処理について検討しています。

今後、整備に向け、新施設における構成市町村を確定させ、施設の規模等を決定しなければなりません。

(検討内容)

本検討会議のオブザーバーである北海道（十勝総合振興局）から、国の廃棄物処理施設の広域化・集約化に向けた取組状況と北海道の役割等について、改めて、情報提供があり、共通認識に立ちました。

(基本構想の策定に向けて)

施設の整備に向け、平成 30 年度末を目処に新施設における構成市町村を確定させ、施設の規模等を決定していきます。

(3) 整備する施設の検討について

① 処理方式の検討について

中間処理施設は、住民の排出、収集・運搬、最終処分まで幅広く影響を及ぼすことから、その検討にあたっては、ごみ処理システム全体の観点を欠かすことができません。

また、衛生処理の安定継続、二酸化炭素の排出抑制など環境負荷の低減といった多様な要素から、総合的に判断することが求められます。

(検討内容)

ごみ処理方式の分類と近年他自治体で採用されている処理方式に関する処理概要、処理対象ごみ、特徴と課題、採用理由について共通認識を深めました。

また、生ごみの資源化事例の情報共有や今後のごみ処理に関する意見交換を行い、循環型社会の形成や今後のごみ処理のあり方について基本的な考え方を整理しました。

【循環型社会の形成及び今後のごみ処理のあり方に向けた基本的な考え方】

●ごみの分別等の住民負担・収集運搬等の自治体の負担について

・ますます高齢化が進むことなどの社会情勢の変化を踏まえ、住民負担については現状維持もしくは軽減化を図っていくことが望ましいが、3Rの推進などごみ処理にかかる政策の実現のためには、ごみの分別などの負担増に対して住民に理解を求めることも含め、検討を進めていく。

●循環型社会の形成(生ごみや廃プラスチックの資源化など)について

- ・3Rの推進を優先的に進め、それでもなお残るごみについてはエネルギー回収の方策を探っていく。
- ・生ごみについては、資源化の体制が既に整備されている自治体もあることから、全ての市町村で同一の処理に統一する必要はないが、共同処理する場合については、資源化にかかる住民負担や収集運搬コストなどを踏まえて、処理方法の検討を進めていく。
- ・廃プラスチックについては、資源化を基本とするが、資源化を図れない場合は、エネルギー回収を図る方向性を持って検討を進めていく。

●最終処分量の削減について

・最終処分量の低減を図っていくことを基本に、中間処理と最終処分を含めたトータルコストやCO₂削減などとのバランスも踏まえた検討を進めていく。

●二酸化炭素の排出抑制について

・排出抑制を図っていくことを基本に、実現に向けては財政負担や費用対効果を含め、処理方式を検討していく。

●自治体の財政負担について

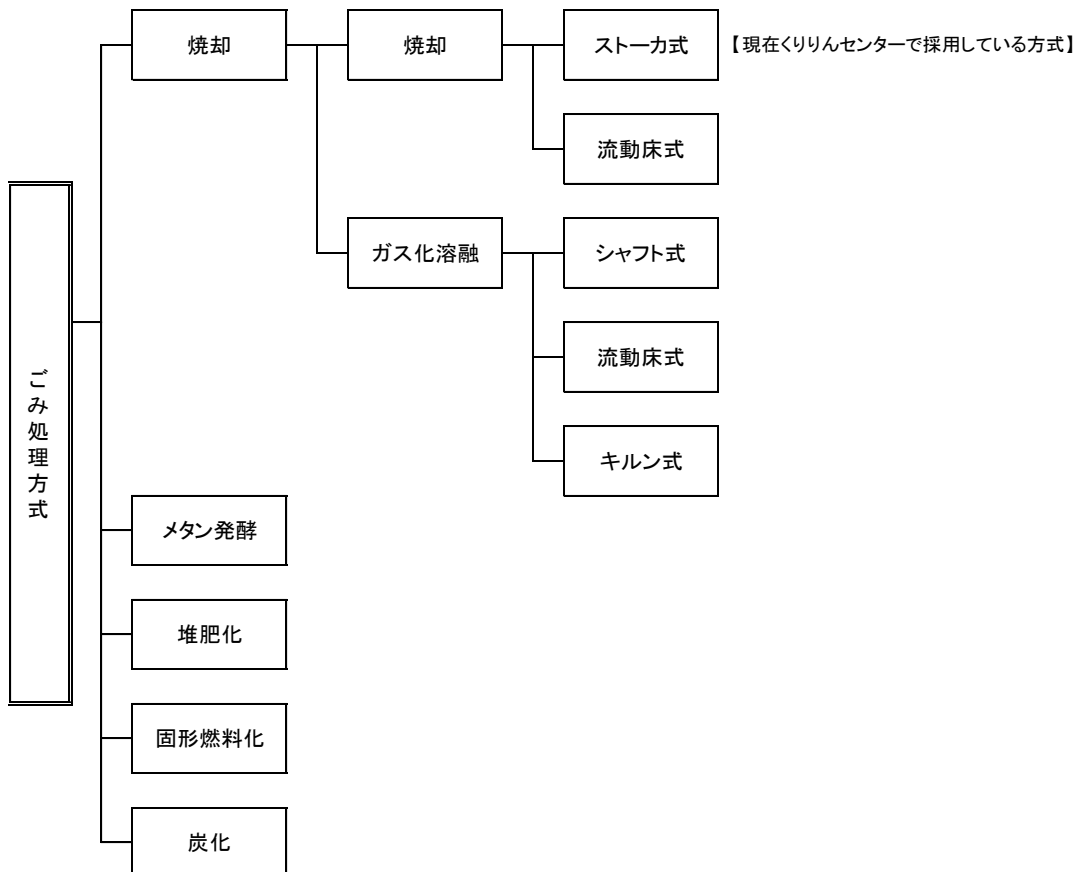
・厳しい財政状況が続くことが予想されることから、財政負担は可能な限り抑制する方向とし、適正なごみ処理や地球温暖化防止などの取組については、財政負担や費用対効果も踏まえ、処理方法を検討していく。

(基本構想の策定に向けて)

循環型社会形成に向けた構成市町村の意見を踏まえ、下記の視点をもとに学識経験者の専門的知見等も活用して、施設整備に向けた検討を進めていきます。

- 3Rの推進を優先的に進め、それでもなお残るごみについてはエネルギー回収を図っていく。
- 廃プラスチックについて、資源化できない場合は、エネルギー回収を図る方向性を持って検討を進める。
- 生ごみを組合の共同処理で資源化する場合は、住民負担や収集運搬コストなどを踏まえ、処理方式の検討を進める。
- 中間処理施設のほか、収集運搬・最終処分を含めたトータルコストや二酸化炭素排出量の削減などとのバランスも踏まえた検討を進める。

【ごみ処理方式の分類】



② 環境規制の現状と検討について

ごみ処理施設は、その処理プロセスの中で排ガスや排水、悪臭、騒音、振動等周辺に悪影響を及ぼす可能性があり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の公害関係法令や施設の所在する自治体の条例を遵守するほか、周辺環境の保全に配慮することが必要となります。

(検討内容)

排ガスや焼却残渣を例として、くりりんセンターの公害防止基準や現行の法基準、道内他施設の排ガス基準を確認したほか、周辺環境への環境負荷低減や住民の安全・安心の確保等を目的に自主基準を設定している事例についても情報を共有しました。

【現施設（くりりんセンター）の公害防止基準と法基準】

項目	現施設の基準	現行の法基準
ばいじん ※1	0.02g/Nm ³ 以下	処理能力4 t/h以上: 0.04g/Nm ³ ◎ 処理能力2~4 t/h : 0.08g/Nm ³ 処理能力2 t/h未満: 0.15g/Nm ³
塩化水素 ※1	430ppm以下	430ppm
硫酸化物	K値=17.5以下	K値=17.5 ※3
窒素酸化物 ※1	250ppm以下	250ppm
ダイオキシン類	1ng-TEQ/Nm ³ 以下	処理能力4 t/h以上: 0.1ng-TEQ/Nm ³ ◎ 処理能力2~4 t/h : 1ng-TEQ/Nm ³ 処理能力2 t/h未満: 5ng-TEQ/Nm ³
一酸化炭素 ※2	50ppm以下	30ppm ※4
水銀 ※5	—	30 μg/Nm ³ (既存施設は50 μg/Nm ³)
ダイオキシン類含有濃度 (焼却灰、集じん灰)	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g
溶出基準(集じん灰)	アルキル水銀化合物: 不検出 水銀またはその化合物: 0.005mg/L以下 カドミウムまたはその化合物: 0.3mg/L以下 鉛またはその化合物: 0.3mg/L以下 六価クロムまたはその化合物: 1.5mg/L以下 ひ素またはその化合物: 0.3mg/L以下 セレンまたはその化合物: 0.3mg/L以下	アルキル水銀化合物: 不検出 水銀またはその化合物: 0.005mg/L カドミウムまたはその化合物: 0.3mg/L 鉛またはその化合物: 0.3mg/L 六価クロムまたはその化合物: 1.5mg/L ひ素またはその化合物: 0.3mg/L セレンまたはその化合物: 0.3mg/L

※1: 残存酸素濃度 12%換算値

※2: 残存酸素濃度 12%換算値の 4 時間平均値

※3: 地域によって異なる。(くりりんセンターの所在地である帯広市を含め、十勝管内はすべての区域の規制値は 17.5)

※4: 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」における基準

※5: 平成 30 年 4 月施行予定

◎ : くりりんセンターの処理能力は約 4.5t/h (110t ÷ 24h ≒ 4.58t)

(基本構想の策定に向けて)

建設候補地の周辺環境などを総合的に勘案し、環境負荷の低減を含め、構成市町村の財政負担や費用対効果、また最新技術の動向等を踏まえて自主基準の必要性も含めて検討します。

③ 事業方式の検討について

かつて、ごみ処理施設の事業方式としては、施設の整備・運営を自治体（公共）が実施する「公設公営方式」が主流でしたが、平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称「PFI 促進法」）が制定されて以降、民間と連携して公共サービスの提供を行う「公民連携（PPP）方式」を採用する自治体が増えており、現在のくりりんセンターにおいても平成 23 年度から「公民連携方式」のひとつである「公設民営方式」を採用しています。

国はごみ処理施設においても、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用するよう方針を掲げており、新施設の整備・運営にあたっては、「公民連携方式」の検討が必要となります。

（検討内容）

検討会議において、ごみ処理施設の整備・運営に採用されているそれぞれの事業方式の概要と近年の採用状況及びその理由について情報を共有しました。

組合においても、直営方式から単年度の管理運営委託、長期包括方式へとその時々において最も効率・効果的な事業方式を採用してきたことを踏まえ、新施設の検討に当たっては、現在のくりりんセンターをはじめとする組合施設の運営形態や各種資格の保有者及び技術者の確保、さらにはこの間、自治体の進めてきた行財政改革の流れや国による PFI の推進などを踏まえ、他自治体の事例も参考にして、「公設公営」ではなく、「公民連携(PPP)方式」によることで共通認識に立ちました。

（基本構想の策定に向けて）

他自治体の事例や循環型社会形成推進交付金及び起債の活用を総合的に勘案の上、DBO 方式と BTO 方式に重点を置いて検討を進めていきます。

構成市町村のごみを継続して、安定的に衛生処理するため、プラントメーカーに対する参入意向調査（アンケート）や簡易なコスト試算など、より詳細な事業方式の検討を行います。

【事業方式の概要】

		施設の所有		資金調達		仕様・設計・建設	運営・維持管理	モニタリング		
		建設時	運営時							
高	行政の関与度	公設公営	直営		行政	行政	行政	行政	-	
			管理・運営委託	単年度						民間(単年度委託)
低	行政の関与度	公設民営	公設+長期包括【現状】		行政	行政/民間	行政:仕様 民間:設計・建設	民間(長期委託)	行政	
			DBO方式							
		公民連携 (PPP)	民設民営 (PFI)	BTO方式		民間	民間	民間:融資等	民間(事業契約)	行政/金融機関
				BOT方式						
		BOO方式						金融機関		

DBO（設計—建設—運営）

⇒ 民間に設計、建設、運営を一括して委ねる事業方式。資金調達は行政が行う。

BTO（建設—譲渡—運営）

⇒ 民間が施設を建設した後、施設の所有権を行政に移管したうえで、民間がその施設を管理運営する。

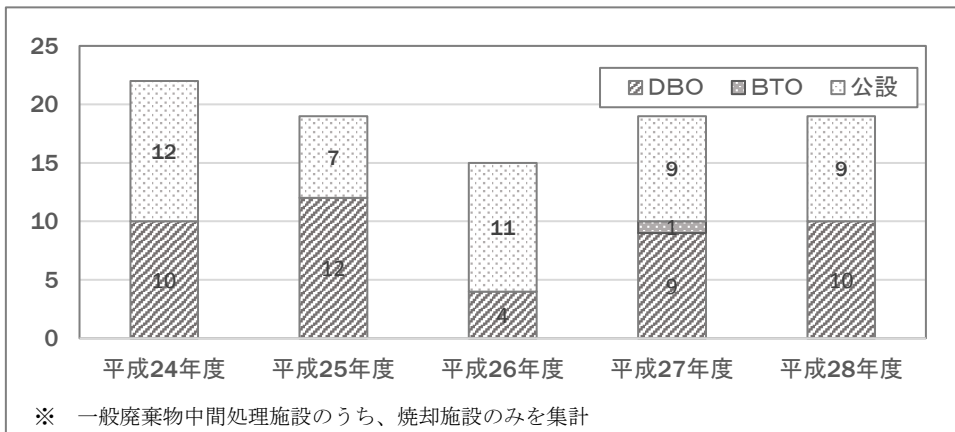
BOT（建設—運営—譲渡）

⇒ 民間が施設を建設し、事業契約期間にわたり管理運営する。事業終了後に行政に施設の所有権を移管する。

BOO（建設—所有—運営）

⇒ 民間が施設を建設し、そのまま保有し続けて事業を運営する。事業終了後に行政に所有権を移管せず、施設を解体撤去する。

【焼却施設の整備における事業方式】



環境省「一般廃棄物処理実態調査」及び各自治体のホームページ等を参照し作成

【各自治体における DBO 方式採用理由（複数回答）】

・定性評価において最も優位性が高い	【 8 自治体】	・提供サービスの品質向上が図られる	【 2 自治体】
・民間ノウハウが活用できる	【 5 自治体】	・住民理解が得られやすい	【 2 自治体】
・事業費の縮減が図られる	【 5 自治体】	・許認可事務の円滑化	【 1 自治体】
・事業費の平準化が図られる	【 5 自治体】	・一括発注による効率化が図られる	【 1 自治体】
・リスク分担が期待できる	【 4 自治体】	・要求水準を満たす契約が締結できる	【 1 自治体】
・企業の参加意識が高い	【 3 自治体】		
・競争原理が働きやすい	【 3 自治体】		
・最も安価であった	【 3 自治体】		
・近年の他自治体における導入状況	【 3 自治体】		

平成 26 年度から 28 年度に DBO 方式を採用した自治体に対する組合の照会結果(照会 23 団体・回答 19 団体)に基づき作成

【組合における事業方式の変遷】

処理施設	時期	事業方式
帯広清掃工場	昭和53年9月～平成8年10月	直営方式 公設公営
くりりんセンター	平成8年10月～平成23年3月	管理運営委託(単年度・随意契約) 公設公営
	平成23年4月～平成38年3月(予定)	長期包括委託 公設民営

<長期包括的運転維持管理を採用した主な理由>

- ・長期間の委託に伴う運転管理技術の向上による安定稼働
 - ・維持補修(基幹的整備含む)経費の平準化
 - ・各種法定資格保有者※や技術者の確保
- ※ 廃棄物処理施設技術管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者

④ 建設候補地の選定について

ごみ処理施設の整備は、土地所有者や周辺住民の方々との調整や各種調査に数年を要することから、可能な限り早期に建設候補地を確保することが必要です。

(検討内容)

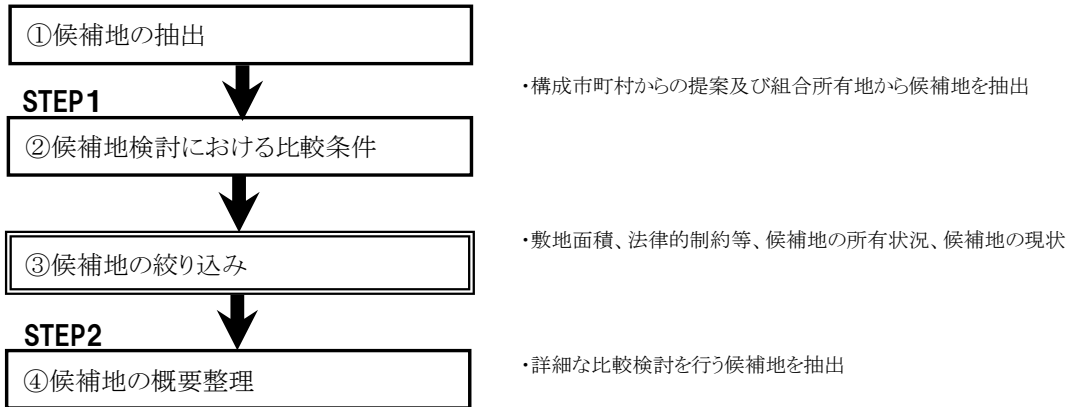
ごみ処理基本計画において整理した考え方に基づき、施設への運搬コストや環境負荷低減の観点などを踏まえ、排出量の多い帯広市・音更町・芽室町・幕別町の1市3町に建設候補地の提案を依頼しました。

唯一寄せられた帯広市からの提案(道路等の地形により組合が4つの地区に整理)に組合所有地(2地区)を加えた合計6地区について、面積、法律的制約、候補地の現状等を踏まえ、建設候補地としての適性を検討しました。

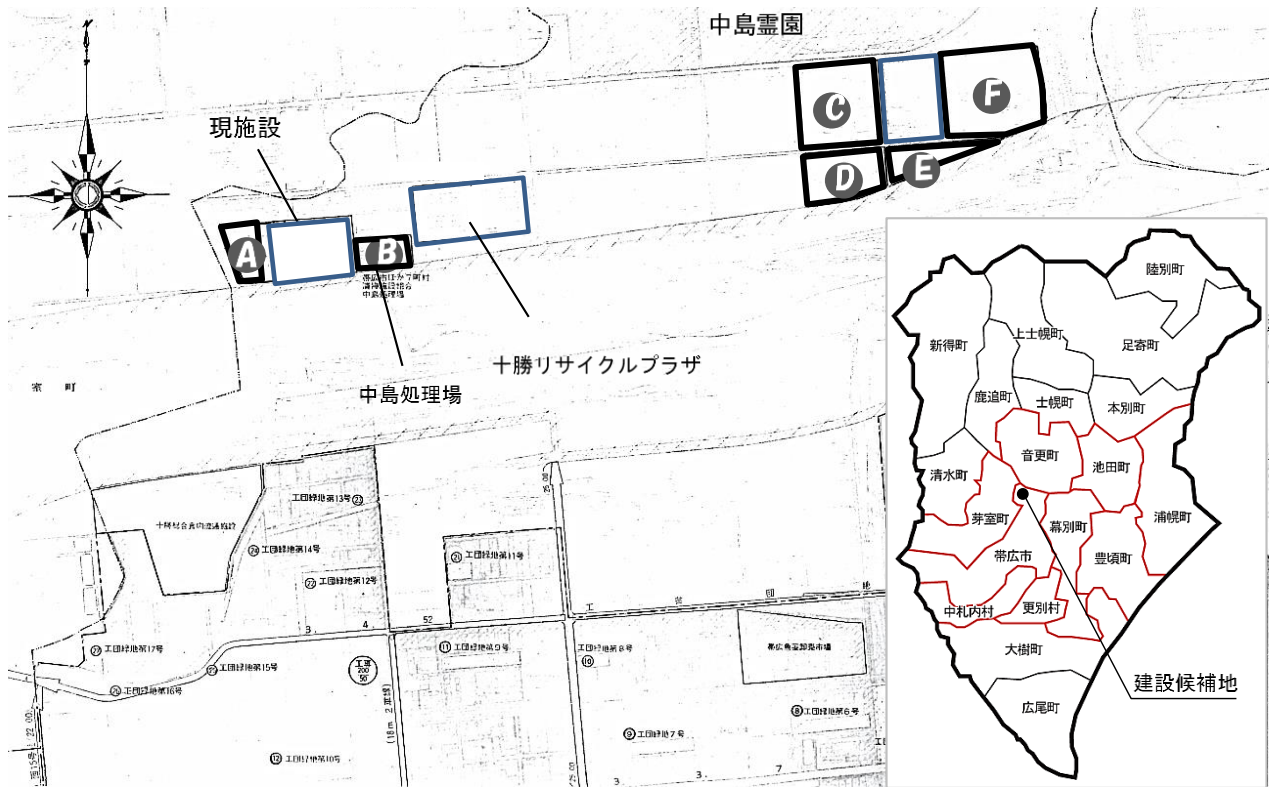
(基本構想の策定に向けて)

処理方式や施設機能なども踏まえ、評価項目を詳細に設定し検討を進め、2つの地区(C地区・F地区)から建設候補地を選定します。

【今年度における建設候補地の抽出プロセス】



【建設候補地の比較】



	現施設※1	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
敷地面積	約4.8ha	約2.5ha	約1.9ha	約6.2ha	約3.7ha	約2.4ha	約7.9ha
所有状況	—	組合所有地		帯広市提案 ※2			
現況	—	パークゴルフ場	中島処理場(跡地)	畑			

※1 緩衝緑地(約0.14ha)含む。

※2 検討のために、組合が道路により4つの地区に分割・整理。

STEP1 候補地検討における比較条件

①敷地面積

これまでの検討内容を踏まえ、ごみ処理方式の選択の幅を確保するため、現施設と同等程度(約5ha)以上が望ましい。

②法律的制約等

土地利用に関する立地規制等

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建築物の新設をする場合
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地域内において工作物を設置する場合
文化財保護法	土木工事によって周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物の新築をする場合
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や建築物の形態意匠の制限が妨げることがある

③候補地の所有状況

候補地の所有者等

④候補地の現状

候補地の土地利用状況

【建設候補地の比較・絞り込み結果】

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	
①敷地面積(ha)	2.5	1.9	6.2	3.7	2.4	7.9	
②法律的制約等	都市計画法	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	
	宅地造成等規制法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	農地法	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)
	農業振興地域	該当なし	該当なし	該当(農用地区域)	該当(農用地区域)	該当(農用地区域)	該当(農用地区域)
	鳥獣特別保護区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	文化財保護法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	自然環境保護法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	森林法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
景観法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
③候補地の所有状況	組合敷地	組合敷地	民有地	民有地	民有地	民有地	
④候補地の現状	パークゴルフ場	中島処理場(跡地)	畑	畑	畑・不整形地	畑	
建設候補地としての適性	△	×	○	△	×	○	



次年度以降詳細な比較検討を行う対象をC地区とF地区に絞り込み、建設候補地を決定していきたい。



STEP2 候補地の概要整理 (次頁)

【建設候補地の概要】

項目	候補地	C地区	F地区
	地 区		
	面 積	約6.2ha	約7.9ha
	区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域
①自然環境保全関係	自然の保全 (森林の保全)	・森林等を開発せず、施設を整備できることから、開発による影響は極めて少ないと思われる。	
	水源、放流先	・施設整備に伴う水源や放流先への影響は極めて少ないと思われる。	
	貴重な動植物	・候補地内に希少動植物は確認されていない。	
	その他特別な環境負荷軽減対策の必要有無	・その他特別な環境負荷軽減対策はないものと考えられる。	
②地理的關係	地質	・砂・礫及び粘土であるため、基礎対策に係る費用は少ないと思われる。	
③防災関係	土砂災害、地すべり、防災指定地等	・過去に土砂災害、地すべり、防災指定地は確認されていない。	
	浸水想定区域	・浸水深は2.0m～5.0m未満(一部5.0m以上)と想定される。	・浸水深は5.0m以上と想定される。
④生活環境	候補地から教育、医療、福祉等施設までの距離	・500m以内に教育、医療、福祉施設等は存在しない。	
	候補地から民家、集落までの距離	・500m以内に民家が存在する。	
⑤周辺状況	騒音、振動、悪臭規制状況	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音：指定なし。 ・振動：指定なし。 ・悪臭：指定なし。 	
	上水道、下水道、電気等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道：整備区画外周の一角に接している。 ・下水道：区域外のため、処理水を河川放流する場合、施設から樋管(新設)までの距離に応じた整備費が必要となる。 ・電 気：敷地内には鉄塔がないため、直近の鉄塔から新施設までの架線の距離に応じた負担金が必要となる。 	
⑥収集・運搬	収集運搬費	・現施設とほぼ同程度の運搬費と想定される。	
⑦関連施設	最終処分場	・建設候補地から最終処分場(池田町 うめーるセンター美加登)までの距離は約50km程度で現施設と同程度である。	
	資源ごみの中間処理施設	・建設候補地から資源ごみの中間処理施設(帯広市 十勝リサイクルプラザ)までの距離は約1kmである。	

出典:

国土交通省「土地利用基本計画図」、北海道「河川一覧図」、環境省「北海道自然環境情報図」「現存植生図」、文化庁「北海道主要動植物地図」、国立研究開発法人産業技術総合研究所「地質図」、帯広市「帯広市土砂災害危険箇所図」「防災マップ」「帯広くらしと防災ガイド」「帯広市騒音振動規制区域区分図」「帯広市悪臭規制地域図」、音更町「くらしと防災ガイドブック」、芽室町「芽室町全図」「帯広市上下水道経路図」、その他組合調べ

⑤ 事業工程の検討について

ごみ処理施設の建設には、建設地の決定、施設整備の基本構想策定、国の循環型社会形成推進交付金の交付申請をはじめ、設計、施工など供用開始までに概ね10年程度が必要となります。

また、くりりんセンターは稼動開始後20余年を経過しており、安定したごみ処理を継続するための維持管理経費は後年次になる程、増大してきます。

こうしたことから、必要な手続等を整理し、新施設の供用開始目標を設定するため、事業工程を検討することが必要となります。

(検討内容)

新施設の供用開始までに必要となる手続等の工程とその際の標準的な期間について共通認識に立ちました。今後、重点的な検討を進めていくこととした2つの事業方式(DBO方式及びBT0方式)について、それぞれの工程の標準的期間をもとに供用開始までの事業工程案を整理し、採用する事業方式によっては新施設の供用開始時期が変わる可能性があることや平成39年度の新施設稼動を目指すことを確認しました。

(基本構想の策定に向けて)

ごみの安定処理や構成市町村の財政負担の軽減を念頭に、より詳細に業務内容を精査し、事業工程案において整理された目標年次である平成39年度の新施設稼動を目指してより詳細な検討を進めていきます。

【新施設整備に向けて必要となる主な作業項目】

項目	平成30年度以降(時系列)
施設整備基本構想	1~2年
循環型社会形成推進地域計画	1~2年
施設整備基本計画	1~2年
生活環境影響調査	1年半
事業者募集・選定	総合評価落札方式の場合で約2年
施設設計・建設	4~5年
新施設稼動	★

概ね10~11年

注 作業想定期間は他自治体の整備事例をもとに作成

【新中間処理施設整備にかかる事業スケジュール案】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
DBO方式	新中間処理施設整備基本構想策定		地域計画策定	測量・地質・生活環境影響調査	新中間処理施設基本計画策定	施設建設運営事業者選定・契約 ⇒総合評価落札方式を想定 (仮称 事業者選定委員会)	施設設計・建設			試運転等 ★ 供用開始
	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理の基本方針 ○施設整備に係る基本事項 ○施設の概要 ○施設規模 ○処理方式 ○環境保全対策 ○施設の整備構想 ○事業方式 <p>【19市町村による検討】 (新中間処理施設整備検討会議)</p> <p>【学識経験者による専門的事項の検討】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○対象地域 ○計画期間 ○基本的方向性 ○広域処理の検討状況 ○現状と目標 ○施設の目標 ○処理施設の整備 ○その他の施策 ○計画のフォローアップ ○事後評価 								
BTO方式	〔DBO方式と同じ〕					特定事業選定、PFI事業者選定・契約 ⇒総合評価落札方式を想定 (仮称 事業者選定委員会)	施設設計・建設 ⇒施設設置許可申請手続きが必要		試運転等 ★ 供用開始
【参考】 循環型社会形成推進交付金			地域計画事前協議 ■	地域計画提出 ◎			交付金事業期間 ⇒各年度当初に交付申請、各年度末に実績報告			

BTO方式

- ・特定事業の選定手続きが必要であり、DBO方式と比較すると事業者選定に時間を要する。
- ・施設建設の事業主体が民間であるため、廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請手続きが必要となり、建設工事期間はDBO方式と比較すると時間を要する。

事業スケジュールはそれぞれの工程の標準的な期間をもとに作成したものである。

4 まとめ

平成 28 年度、十勝環境複合事務組合は、新施設を整備して今後のごみ処理を行うことを決定しました。

平成 29 年 7 月には、十勝管内 19 市町村による新中間処理施設整備検討会議を設置し、北海道十勝総合振興局の協力も得て、計 6 回の会議を開催しました。

一般廃棄物の中間処理は、分別等の住民負担や収集運搬、最終処分にも影響を及ぼすことから、現在の処理方式にとらわれることなく、排出、収集運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理システム全体のあり方を踏まえた検討を行いました。

検討会議における検討内容をまとめたこの報告書は、平成 30 年度から着手する新中間処理施設整備基本構想の策定において活用するものです。

この事業が住民の負担や構成市町村の財政運営などに大きくかかわることから、専門家や有識者からの意見聴取を行うとともに、国が施設整備に求める考え方や十勝の地域的な特性も踏まえ、今後とも構成市町村と連携を図りながら慎重に検討を進め、将来にわたって安全かつ安定したごみ処理を持続的に行うために新中間処理施設の整備に取り組んでいきます。

資 料 編

新中間処理施設整備検討会議規約

(目的)

第1条 十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）が新たな一般廃棄物の中間処理施設の整備に向けて、今後のごみ処理のあり方（収集運搬・中間処理・最終処分）等を検討するため、新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(検討体制)

第2条 検討会議は、十勝管内19市町村のごみ担当課長等で組織する。

(会議)

第3条 検討会議は組合の事務局長が召集し、議長となる。

2 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 議長が必要と認めるときは、外部有識者等に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

(委任)

第5条 この規約に定めのあるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成29年7月28日から施行する。

新中間処理施設整備検討会議開催経過

	開催日	議 事
第1回	平成29年 8月28日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本検討会議の規約(案)について 2 検討事項・スケジュール等について 3 ごみ処理の広域化の考え方について 4 建設候補地の選定手続き(案)について 5 その他
第2回	平成29年 9月29日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後のごみ処理のあり方について 2 中間処理施設における処理方法について 3 建設候補地の選定について 4 その他
第3回	平成29年 11月1日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後のごみ処理のあり方について 2 中間処理施設における処理方法について 3 事業方式の概要について 4 その他
第4回	平成29年 12月25日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業方式の概要について 2 循環型社会形成推進交付金制度について 3 環境規制に関する法基準等について 4 廃棄物処理システムの確保と3Rの推進について 5 その他
第5回	平成30年 1月22日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業方式の概要について 2 建設候補地について 3 事業工程案について 4 その他
第6回	平成30年 2月9日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 検討報告書(案)について 2 今後の検討の進め方について 3 その他